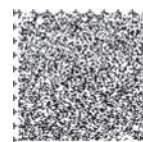


# 巻末資料

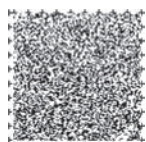
- 1 障害福祉サービス等の種類
- 2 数値目標一覧（再掲）
- 3 障がいのある方の実態調査（概要）
- 4 策定体制
- 5 策定経過



# 1 障害福祉サービス等の種類

## (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

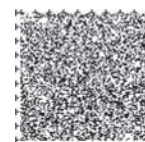
サービスの名称		内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護 (視覚障がい者向けサービス)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型があります。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人に対して、就労の継続を図るため、就職先の企業や家族、医療機関等との連絡調整などの支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
居住系サービス	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをする人に対して、自立した生活が営めるよう、定期的な巡回訪問や随時の相談対応等により、必要な情報提供や助言などの支援を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、介護を必要とする人に対しては、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



サービスの名称		内容
相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## (2) 児童福祉法に基づく障がい児サービス

サービスの名称		内容
通所系サービス	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対して、授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、通所により児童発達支援等を受けることが困難な障がい児に対して、居宅を訪問して療育支援等を行います。
入所系サービス	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	<p>【サービス利用支援】</p> <p>サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後、事業者等と連絡調整等を行いサービス等利用計画を作成します。</p> <p>【継続利用支援】</p> <p>サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）や事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p> <p>【障害児利用援助】</p> <p>障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成し、給付決定後に、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します。</p>



## 2 数値目標 項目一覧（再掲）

- 目標年度 2023 年度（中長期的な目標）  
No1 ～ No48
- 目標年度 2020 年度（障害福祉計画・障害児福祉計画を基本とする短期的な目標）  
No①～No⑮

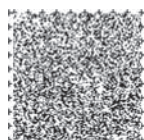
### 施策項目1 権利擁護の推進

No	施策・事業名（内容）	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度	施策との関連
1	信州あいサポート運動推進事業 （あいサポーター研修受講者数）	人	45,088	127,000	障がいに対する理解の促進（P42）
2	成年後見制度申立件数 ※実績は暦年	件	509 (2016 年)	600 (2023 年)	権利行使の推進（P45）
3	ボランティア活動リーダーの養成	人	287	2,300 (2016～2023)	地域における福祉活・福祉教育の推進（P45）

### 施策項目2 地域生活の支援

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度	施策との関連
4	計画相談支援・障がい児相談支援の質の向上（モニタリングの実施）	回/年	2.78	4	相談支援体制の充実（P54）
5	計画相談支援・障がい児相談支援の質の向上（相談支援専門員1人・1月当たり相談件数が35件以上の者の割合）	%	—	0	相談支援体制の充実（P54）
6	相談支援事業 （基幹相談支援センター設置数）	箇所	4	圏域に1以上	相談支援体制の充実（P54）
7	福祉大学校運営事業 （介護福祉士の養成）	人	14	20	福祉人材の養成・確保（P55）
8	福祉大学校運営事業 （保育士の養成）	人	51	50	福祉人材の養成・確保（P55）
9	社会福祉研修事業（福祉・介護従事者に対する研修の実施）	人	8,847	9,200	福祉人材の養成・確保（P55）

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 2016 年度	目標 2020 年度	施策との関連
①	地域生活移行（障害者支援施設から地域生活への移行）	人	169	276	居宅サービスの充実（P47）
②	短期入所サービス （サービスを行う事業所）	箇所	134	191	居宅サービスの充実（P47）
③	グループホーム（定員数）	人	2,841	3,321	住まい、日中活動の場の充実（P49）
④	自立生活援助サービス（サービスを行う事業所） ※2018年度開始のサービス	箇所	—	14	住まい、日中活動の場の充実（P49）

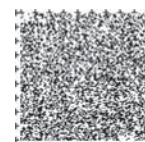




No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 2016 年度	目標 2020 年度	施策との関連
⑤	精神障がい者の地域移行支援 （精神病床への1年以上入院患者数 65歳以上）	人	1,504 （2014年度）	1,282	精神障がい者の地域移行支援（P49）
⑥	精神障がい者の地域移行支援 （精神病床への1年以上入院患者数 65歳未満）	人	1,119 （2014年度）	818	精神障がい者の地域移行支援（P49）
⑦	精神障がい者の地域移行支援 （入院後3か月時点の退院率）	%	67 （2014年度）	69以上	精神障がい者の地域移行支援（P49）
⑧	精神障がい者の地域移行支援 （入院後6か月時点の退院率）	%	83 （2014年度）	84以上	精神障がい者の地域移行支援（P49）
⑨	精神障がい者の地域移行支援 （入院後1年時点の退院率）	%	91 （2014年度）	91以上	精神障がい者の地域移行支援（P49）
⑩	地域相談支援 （地域移行支援利用者数）	人	35	116	相談支援体制の充実（P54）
⑪	地域相談支援 （地域定着支援利用者数）	人	82	405以上	相談支援体制の充実（P54）
⑫	自立生活援助（自立生活援助利用者数）※※2018年度開始のサービス	人	—	111以上	地域移行・地域定着支援の強化（P54）
⑬	地域生活支援拠点等の整備	圏域	2	10以上	地域生活支援拠点等の整備・充実（P56）

### 施策項目3 安全で暮らしやすい地域づくり

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度	施策との関連
10	市町村の「避難行動要支援者名簿」策定への支援	市町村	64	77	防災対策・災害発生時の支援の推進（P59）
11	災害時住民支え合いマップの策定	地区数	2,491	配慮者がある 全ての地区 （2025年度）	防災対策・災害発生時の支援の推進（P59）
12	要配慮者利用施設を守る砂防事業 （土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設対策事業の事業完了施設数）	施設	24	55	防災対策・災害発生時の支援の推進（P59）
13	福祉避難所の設置・運営訓練の実施	市町村	9	77	防災対策・災害発生時の支援の推進（P59）
14	多数の者が利用する施設（耐震化割合）※長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）目標	%	89.7 （2015年度）	95 ※ （2020年度）	防災対策・災害発生時の支援の推進（P59）
15	都市計画区域マスタープラン策定（第2回見直し）	区域	0	20	福祉のまちづくりの推進（P61）
16	低床バスの普及 ※長野県新総合交通ビジョンの目標値	%	46.6	100 ※	交通バリアフリー化の推進（P61）
17	駅舎のバリアフリー化	駅	20	26	交通バリアフリー化の推進（P61）
18	交通安全施設等整備（視覚障がい者用付加装置信号機）	箇所	441	455	交通バリアフリー化の推進（P62）
19	交通安全施設等整備（音響式歩行誘導装置信号機）	箇所 （地域）	328	350	交通バリアフリー化の推進（P62）

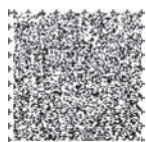


No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度	施策との関連
20	交通安全施設等整備(高齢者等感応化信号機)	箇所	115	121	交通バリアフリー化の推進 (P62)
21	交通安全施設等整備 (PICS:歩行者等支援情報通信システム)	箇所	10	13	交通バリアフリー化の推進 (P62)
22	交通安全施設等整備 (歩者分離式信号機)	基	407	447	交通バリアフリー化の推進 (P62)
23	交通安全施設等整備 (歩道設置)	km	668	717	交通バリアフリー化の推進 (P62)
24	無電柱化推進 (電線共同溝設置)	km	39.0	43.2	交通バリアフリー化の推進 (P62)
25	歩道リメイク (歩道段差切下げ)	箇所	1,861	2,106	交通バリアフリー化の推進 (P62)
26	交通安全対策(視覚障がい者誘導用ブロックの敷設)	km	24.6	33.7	交通バリアフリー化の推進 (P62)
27	県営住宅の建設・改修 (バリアフリー化)	戸	2,524	2,790	住宅の整備に対する支援 (P63)

#### 施策項目4 社会参加の促進

No	施策・事業名（事業内容等）	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度	施策との関連
28	法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	人	6,075	7,599	一般就労の促進 (P65)
29	無料職業紹介事業による就職者数	人	261	480	一般就労の促進 (P65)
30	福祉就労強化事業 (月額平均工賃の向上)	円	15,246	21,000	福祉的就労の推進 (P67)
31	農福連携による支援 (就労継続支援事業所等に対する農業分野における就労支援)	農業に取り組む事業所	109	140	農業分野における就労支援 (P68)
32	手話通訳者の登録	人	167	180	情報コミュニケーション支援の充実 (P73)
33	要約筆記者の登録	人	132	170	情報コミュニケーション支援の充実 (P73)
34	手話 (初級) を使うことのできる人の調査	%	7.4	10.0	情報コミュニケーション支援の充実 (P73)
35	障がい者スポーツ体験会等の実施 (市町村で行う体験会や交流会の開催支援)	市町村	8	63	スポーツ活動の振興 (P75)
36	障がいのある人のスポーツ参加促進 (障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ)	%	13.2	50.0	スポーツ活動の振興 (P75)

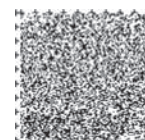
No	施策・事業名（事業内容等）	単位	現状 2016 年度	目標 2020 年度	施策との関連
⑭	福祉施設から一般就労への移行者数	人	262	399	一般就労の促進 (P65)



## 施策項目5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

No	施策・事業名（事業内容等）	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度	施策との関連
37	歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業（訪問歯科健診）	人	52	60	障がい児（者）の歯科口腔保健医療（P81）
38	重度心身障がい者歯科診療施設の要請（歯科診療）	病院	4	4	障がい児（者）の歯科口腔保健医療（P81）
39	難病相談支援センター事業（難病患者・家族への相談支援）	件	3,337	現在の水準を維持	難病対策の推進（P85）
40	保健福祉事務所での難病相談会等の開催（難病患者・家族の交流会等の実施）	回	80	現在の水準を維持	難病対策の推進（P85）
41	発達障がい者支援事業（サポーター養成講座の受講者）	人	8,160	22,000	発達障がい者への支援（P87）
42	発達障がい者支援事業（個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村）	市町村	38	77	発達障がい者への支援（P87）
43	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（相談窓口設置による支援）	人	3,231	3,500	高次脳機能障害者への支援（P88）
44	強度行動障がい支援者養成研修（適切な支援を行うことができる実践研修修了者数）	人	367	1,417	強度行動障がいへの支援（P90）
45	乳幼児健診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村	市町村	72	77	障がいの早期発見に向けた支援（P92）
46	分娩を扱う産科医療機関（除く助産所）における新生児聴覚検査の実施率	%	97.8	97.8	障がいの早期発見に向けた支援（P92）
47	特別支援学校高等部卒業生の就労率	%	26.2%	33.6 (2022)	特別支援教育の充実（P96）
48	副次的な学籍を導入している市町村	%	52%	70% (2022)	特別支援教育の充実（P96）

No	施策・事業名（事業内容）	単位	現状 2016 年度	目標 2020 年度	施策との関連
⑮	医療型短期入所事業所	箇所	12	15	重症心身障がい児（者）への支援（P83）



### 3 長野県障がいのある方の実態調査（概要）

#### (1) 調査の目的

本調査は、障がいのある方（難病と診断された方を含む）を対象とし、「長野県障がい者プラン」の策定や、障がい者施策を計画的に進めるための検討資料を得ることを目的として実施しています。

#### (2) 調査の設計

調査対象：長野県在住で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及び特定医療費受給者証をお持ちの方

調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収

調査期間：平成 29 年 6 月 22 日～平成 29 年 7 月 10 日

発送数：身体障害者手帳所持者 1,200 人

療育手帳所持者 300 人

精神障害者保健福祉手帳所持者 300 人

特定医療費受給者証所持者 200 人（合計 2,000 人）

#### (3) 回収状況

発送数	回収数	有効回収数※	有効回収率
2,000	1,052	1,049	52.5%

※有効回収率とは、白票または回答が著しく少ない票を除いた数

#### (4) 報告書を見る際の注意事項

※回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。

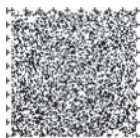
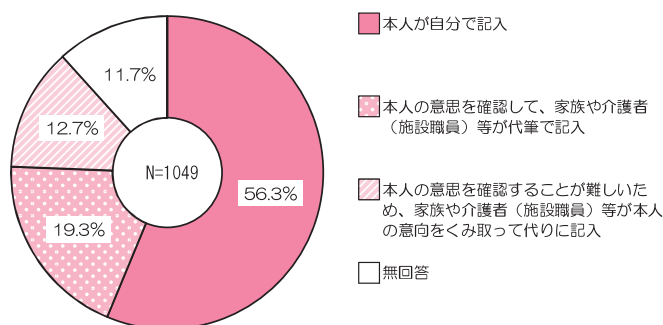
※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。

※1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が 100%を超える場合があります。

#### 主な調査結果

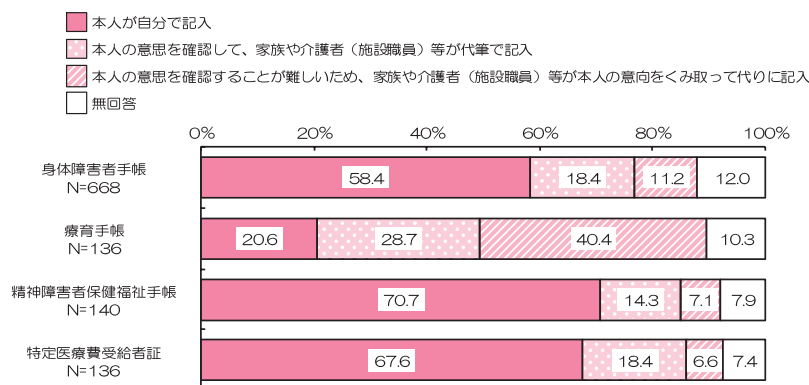
##### 【調査票の記入者について】

調査票の記入者では、「本人が自分で記入」56.3%が最も多く、以下「本人の意思を確認して、家族や介護者（施設職員）等が代筆で記入」19.3%、「本人の意思を確認することが難しいため、家族や介護者（施設職員）等が本人の意向をくみ取って代りに記入」12.7%となっています。



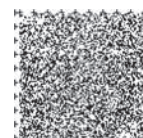
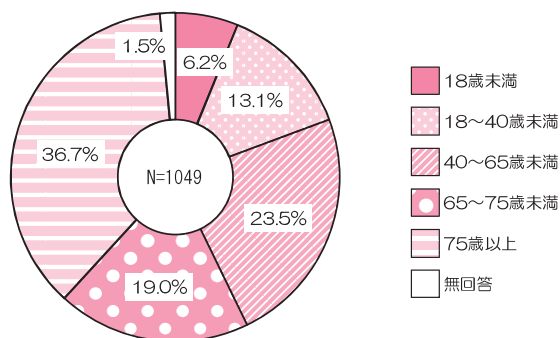
### 【調査票の記入者について】

手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び特定医療費受給者証所持者は「本人が自分で記入」が最も多く、療育手帳所持者は「本人の意思を確認することが難しいため、家族や介護者（施設職員）等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が最も多くなっています。



### 【回答者の年齢について】

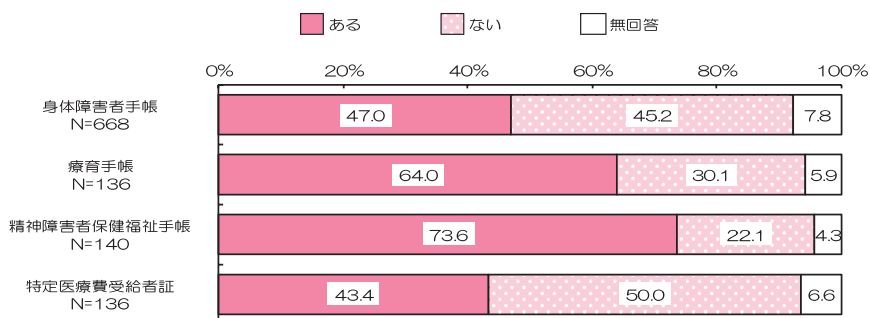
年齢では、「75歳以上」36.7%が最も多く、以下「40～65歳未満」23.5%、「65～75歳未満」19.0%、「18～40歳未満」13.1%、「18歳未満」6.2%となっています。



【権利擁護等について】

(設問) 「障がいがあることで、困ったり嫌な思いをした経験」

(回答) 手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者は、「ある」と「ない」が同程度となっています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある」が多くなっています。特定医療費受給者証所持者は、「ない」が半数を占めています。



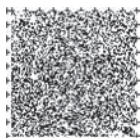
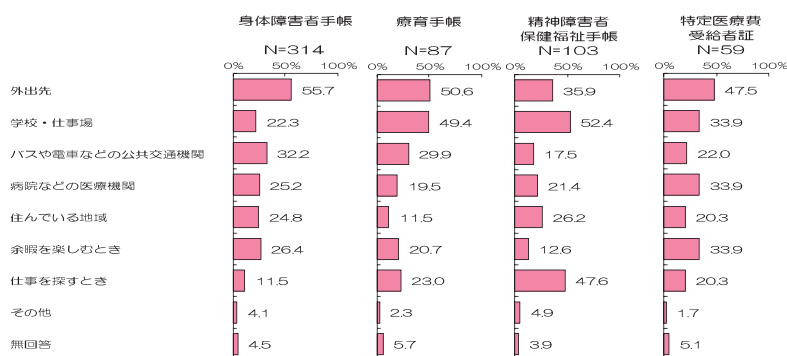
(設問) 障がいがあることで、困ったり嫌な思いをした経験の間に「ある」を選んだ方に対して「どのような場所で感じましたか。」(3つまで)

(回答) 手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者は、「外出先」55.7%が最も多く、以下「バスや電車などの公共交通機関」32.2%、「余暇を楽しむとき」26.4%などとなっています。

療育手帳所持者は、「外出先」50.6%が最も多く、以下「学校・仕事場」49.4%、「バスや電車などの公共交通機関」29.9%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「学校・仕事場」52.4%が最も多く、以下「仕事を探すとき」47.6%、「外出先」35.9%などとなっています。

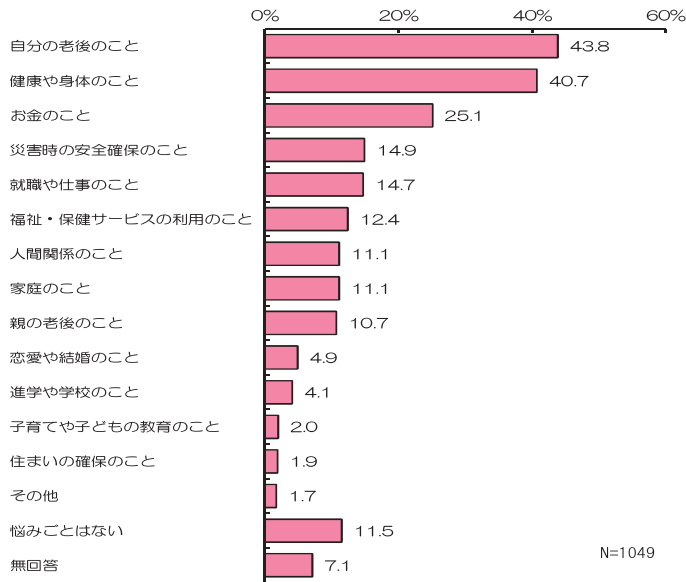
特定医療費受給者証所持者は、「外出先」47.5%が最も多くなっています。



**【生活に関する相談について】**

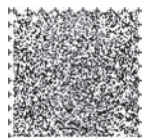
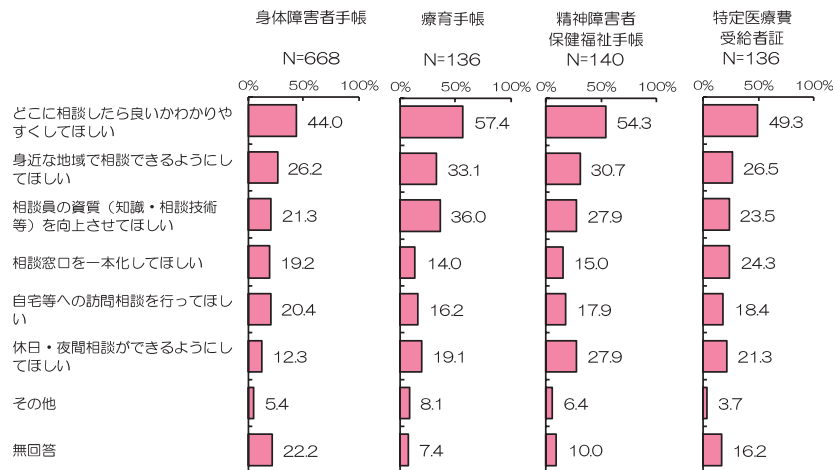
(設問) 「悩みことがありますか。」(3つまで)

(回答) 現在の悩みごとでは、「自分の老後のこと」43.8%が最も多く、以下「健康や身体のこと」40.7%、「お金のこと」25.1%、「災害時の安全確保のこと」14.9%、「就職や仕事のこと」14.7%などとなっています。



(設問) 「今後、福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか。」(3つまで)

(回答) 福祉や生活に関する相談支援体制として望むことでは、「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」47.0%が最も多く、以下「身近な地域で相談できるようにしてほしい」28.4%、「相談員の資質(知識・相談技術等)を向上させてほしい」23.0%、「相談窓口を一本化してほしい」18.5%、「自宅等への訪問相談を行ってほしい」17.7%などとなっています。





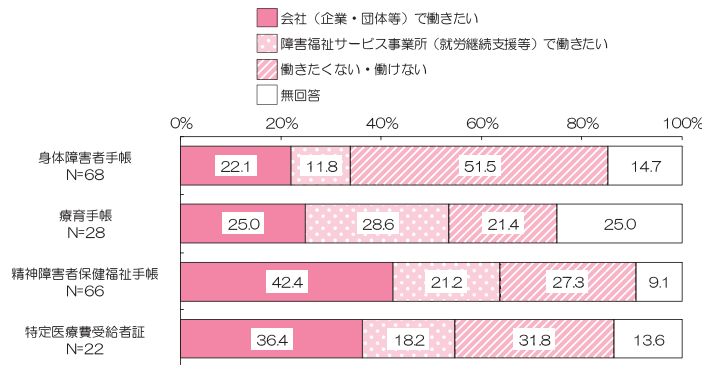
**【就労について】**

(設問) 「これまでに仕事をしたことがありますか」

(回答) これまでに仕事をした経験(16歳~65歳未満)では、「現在、仕事をしている」50.5%が最も多く、以下「仕事をしたことはあるが、現在はしていない」33.2%、「仕事をしたことがない」7.2%となっています。

(設問) 「仕事をしたことがあるが、現在はしていない」又は「仕事をしたことがない」を選んだ方へ「今後、会社等で働きたいですか。」(番号を1つ)

(回答) 手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者は、「働きたくない・働けない」が最も多く、療育手帳所持者は、「障害福祉サービス事業所(就労継続支援等)で働きたい」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者と特定医療費受給者証所持者は、「会社(企業・団体等)で働きたい」が最も多くなっています。

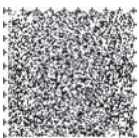
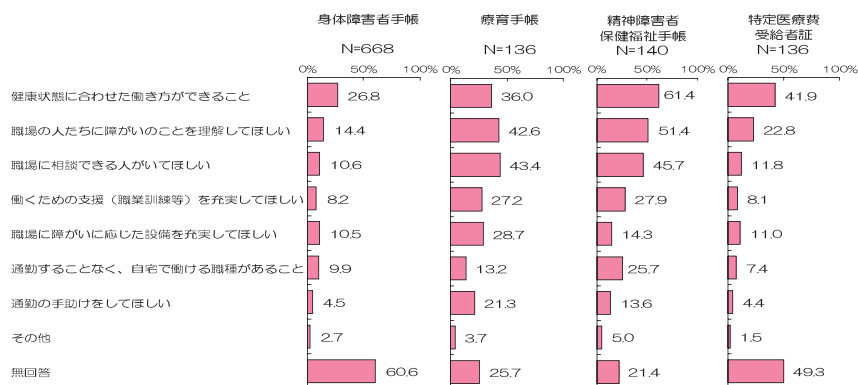


(設問) 「仕事をする又は仕事を続けるためには、どのような配慮が必要だと思いますか。」

(回答) 手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び特定医療費受給者証所持者は、「健康状態に合わせた働き方ができること」が最も多くなっています。

療育手帳所持者は、「職場に相談できる人がいてほしい」や「職場の人たちに障がいのことを理解してほしい」が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「通勤することなく、自宅で働ける職場があること」が他の手帳所持者に比べて多くなっています。

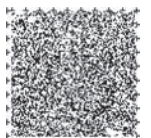
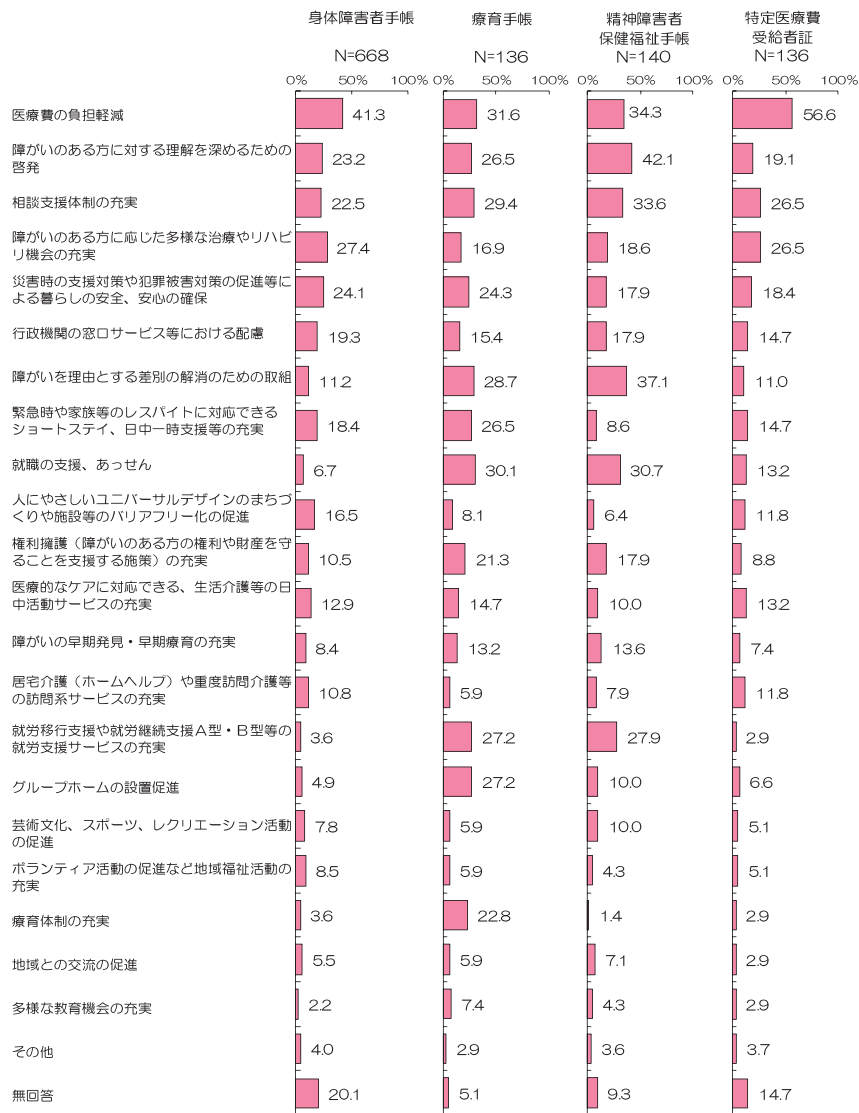


## 【行政への要望】

(設問) 「行政において力を入れてほしいこと。」(主なものを5つ)

(回答) 行政に力を入れてほしいことでは、「医療費の負担軽減」41.1%が最も多く、以下「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」25.5%、「相談支援体制の充実」24.7%、「障がいのある方に  
 応じた多様な治療やリハビリ機会の充実」23.9%、「災害時の支援対策や犯罪被害対策の促進等による暮らしの安全、安心の確保」21.3%などとなっています。

手帳種別の回答は、次のとおりです。



4 策定体制

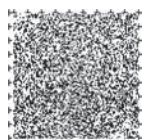
長野県障がい者施策推進協議会

長野県障がい者施策推進協議会委員名簿

氏 名	役 職 等
あらい たけし 荒井 武志	長野県議会議員
いとう えいち 伊藤 英一	長野大学社会福祉学部教授
いわた まさる 岩松 勝	長野労働局職業対策課地方障害者雇用担当官
おおほり なおみ 大堀 尚美	NPO法人ポプラの会事務局長 長野県ピアサポートネットワーク代表
ささき ゆき 佐々木 友紀	南信地域活動支援センター所長
○ さとう まさお 佐藤 正雄	障害者支援施設やまびこ園園長 長野県身体障害者施設協議会長
たなべ いく子 田辺 いく子	長野県身体障害者福祉協会評議員
つかだ なおみ 塚田 なおみ	長野県手をつなぐ育成会事務局長
ねもと ふさえ 根本 房枝	長野県視覚障害者福祉協会女性部長
はらだ ゆきこ 原田 由紀子	稲荷山医療福祉センター小児科医師
ふじた きたかみ 藤田 貞文	南箕輪村健康福祉課長
もとぎ えみこ 本木 恵美子	長野県聴覚障害者協会副理事長
やざき よしと 矢崎 義人	岡谷市健康福祉部社会福祉課長
わ き かおる 和木 薫	木曾町障がい者相談支援事業所所長 自立訓練施設なごみの家所長
◎ わたぬき よしこ 綿貫 好子	多機能型事業所アトリエCoCo所長 (就労移行支援、就労継続支援事業等)

◎会長、○会長代行

(15名、氏名五十音順、敬称略)



## 5 策定経過

平成 29 年 3 月 14 日	市町村・保健福祉事務担当者会議
3 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の策定</li> </ul> 第 3 回自立支援協議会（平成 28 年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>新プランの策定について</li> </ul>
平成 29 年 5 月 16 日	長野県障がい者プラン策定庁内調整会議
5 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新プランの策定スケジュール</li> </ul> 現プランの実績・課題、次期プランに対する意見照会 （市町村、圏域自立支援協議会、保健福祉事務所）
6 月 13 日	第 1 回長野県自立支援協議会（平成 29 年度）
6 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新プランの策定スケジュール</li> </ul> 長野県障がいのある方の実態調査
～	
7 月 10 日	
7 月 24 日	市町村・圏域自立支援協議会・保健福祉事務所担当者会議
8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害保健福祉圏域計画の策定について</li> </ul> 第 1 回長野県障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新プランの基本理念・基本的視点案検討</li> </ul>
11 月 14 日	第 2 回長野県自立支援協議会
11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標等</li> </ul> 第 2 回長野県障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新プランの策定に向けた施策内容検討</li> </ul>
平成 30 年 1 月 24 日	障がい者施策推進協議会
2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新プランの計画案に対する意見照会</li> </ul> 第 3 回長野県障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新プランの計画案検討</li> </ul>
3 月 20 日	第 3 回長野県自立支援協議会
3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新プラン案</li> </ul> 部局長会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>新プラン決定</li> </ul>

